

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成27年7月7日）

○議事日程

平成27年7月7日午後2時開議

第1 議長の選挙

（以下 追加議事日程）

第2 議席の指定

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 報告第6号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例急施専決処分報告について

第6 報告第7号 技能職員等の退職手当の特例に関する条例急施専決処分報告について

第7 報告第8号 職員の給与に関する条例等の特例に関する条例急施専決処分報告について

第8 報告第9号 職員の配偶者同行休業に関する条例急施専決処分報告について

第9 報告第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第10 報告第11号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第11 報告第12号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第12 報告第13号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第13 報告第14号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第14 報告第15号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の財産等の火災等損害共済委託の急施専決処分の報告について

第15 議案第56号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例案

第16 議案第57号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案

第17 議案第58号 監査委員の選任について

○出席議員 20人

1番	金子恵美君	11番	山本智子君
2番	飯田哲史君	12番	山田正和君
3番	片山一步君	13番	杉田忠裕君
4番	美延映夫君	14番	井上浩君
5番	木下誠君	15番	尾上康雄君
6番	広田和美君	16番	西田尚美君
7番	福田武洋君	17番	露原行隆君
8番	西川ひろじ君	18番	田中裕子君
9番	加藤仁子君	19番	池内秀仁君
10番	高野伸生君	20番	三重松清子君

○議場に出席した執行機関及び説明員

管 理 者	橋 下 徹
副 管 理 者	田 中 誠 太
事 務 局 長	蓑 田 哲 生

総務部長	細村 慎一
施設部長	松田 雅幸
総務部総務課長	吉田 一
総務部経理課長	北野 善巳
施設部施設管理課長	大久保 俊彦
施設部建設企画課長	樗田 輝生
西淀工場長	松井 年徳
平野工場長	難波 利幸
東淀工場長	竹田 享司
住之江工場長	清水 政美
鶴見工場長	金子 正利
八尾工場長	前田 和男
舞洲工場長	石田 憲治

○総務部総務課長（吉田一君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、高野伸生議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（高野伸生君） ただいま、御紹介いただきました高野伸生でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。（拍手）

開 会

平成27年7月7日午後2時開会

○臨時議長（高野伸生君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成27年第1回定例会を開会いたします。

開 議

○臨時議長（高野伸生君） 本日の会議を開きます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

○臨時議長（高野伸生君） これより議事に入ります。

○臨時議長（高野伸生君） 日程第1、議長の選挙を行います。

○9番（加藤仁子君） 動議を提出いたします。

議長の選挙については、地方自治法第118条第2項

の規定による指名推選の方法によることとし、その指名権を不肖私に御一任願いたいと存じます。

○臨時議長（高野伸生君） 9番議員の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決しました。

○9番（加藤仁子君） 議長に高野伸生君を指名いたします。

○臨時議長（高野伸生君） それではお諮りいたします。高野伸生を議長当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって高野伸生が議長に当選いたしました。（拍手）

○臨時議長（高野伸生君） それでは、就任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

（10番高野伸生君発言席へ）

○10番（高野伸生君） ただいま、皆様の御推挙をいただき、本組合の第2代議長に就任いたすこととなり、身が引き締まる思いです。

さて、本年4月から、大阪市、八尾市、松原市の連携のもと、新たな広域廃棄物処理体制が整い、3カ月間、大過なく事業運営が行われております。

廃棄物処理は、市民生活の基盤であるもっとも重要な行政サービスのひとつであり、着実に、そして、決して滞ることなく、進めていかなければならないものであります。

その重要性を十分に踏まえまして、3市の市民生活のさらなる向上を目指して、議決機関として、しっかりと議論を進めてまいり所存でございます。

浅学非才の私ではございますが、御推挙をいただきました上は、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして、誠心誠意その職責を全ういたす覚悟でございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力くださいますよう切にお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の御挨拶といたします。

○議長（高野伸生君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、片山一步君、美延映夫君の御両君を指名いたします。

○議長（高野伸生君） 日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（高野伸生君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（高野伸生君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うことと決定いたしました。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（高野伸生君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に杉田忠裕君を指名いたします。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました杉田忠裕君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました杉田忠裕君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。（拍手）

○議長（高野伸生君） それでは、当選された杉田忠裕君から、御挨拶をお願いいたします。

（13番杉田忠裕君発言席へ）

○13番（杉田忠裕君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の副議長の要職を担うことになりましたことは、まことに光栄に存じております。

微力な私ではありますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役として、精一杯努力いたしまして、その責務を果たす所存でございます。どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（高野伸生君） 次に、日程第5、報告第6号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例急決専決処分報告について日程第14、報告第15号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の財産等の火災等損害共済委託の急決専決処分の報告について、以上を一括して議題といたします。

○議長（高野伸生君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 本定例会に提出しました報告第6号から報告第15号までの10件の急決専決処分報告につきましては、いずれも議会を招集する時間的余裕がない中、急決を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（高野伸生君） これより採決に入ります。

報告第6号ないし報告第15号について、一括して採決いたします。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。報告第6号ないし報告第15号の10件について、いずれも承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、報告第6号ないし第15号は、いずれも承認されました。

○議長（高野伸生君） 次に、日程第15、議案第56号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例案及び、日程第16、議案第57号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

○議長（高野伸生君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第56号及び議案第57号について、その概要を説明いたします。

議案第56号は、行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、行政指導の方式を改めるとともに、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

以上、条例案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく後審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野伸生君） これより採決に入ります。

議案第56号及び第57号について、一括して採決いたします。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。議案第56号及び第57号について、いずれも原案どおり可決する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号及び第57号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（高野伸生君） 次に、日程第17、議案第58号、監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（高野伸生君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席を願います。

○議長（高野伸生君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明申し上げます。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、木下誠議員を選任いたしたいと思っております。

同議員につきましては、3期にわたり、大阪府議会議員を務められており、その人格・識見ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野伸生君） これより採決に入ります。

○議長（高野伸生君） お諮りいたします。議案第58号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（高野伸生君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（高野伸生君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後2時14分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長	高野	伸生	⑩
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会臨時議長	高野	伸生	⑩
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会	片山	一步	⑩
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会	美延	映夫	⑩

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成27年7月7日）（終）